

## 対象施設の拡大

### 【行政資産の貸付が可能な民間施設の範囲を拡大】



PFI事業者が、PFI施設と民間収益施設を併せて整備する場合に、行政資産の貸付が可能となる民間収益施設の範囲の拡大されました。

#### 【法第十一条の三】(行政資産の貸付け)

前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設(第二条第一項第三号 **「公営住宅を除く。～略」** から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち第三号から第五号までに準ずるものとして政令で定めるものをいう。

～以下省略。

#### 【変更内容】・第二条第一項第三号から「公営住宅」項目を削除

住宅種別	改正前	改正後
公営住宅 (低所得者向け賃貸住宅)	×	○
特定公共賃貸住宅 (中堅所得者向け賃貸住宅)	×	○
高齢者向け賃貸住宅	×	○
地方住宅供給公社等が整備する賃貸住宅	×	○

#### 【貸付が可能となる民間収益施設の範囲】(法第2条1項より)

- ・ **賃貸住宅** 及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設
- ・ **船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)**
- ・ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

#### たとえば!

行政



・PFIで老人ホームを整備、併せて余剰地の活用も提案して欲しい!

PFI事業者



改正で「高齢者向け賃貸住宅」での提案も可能となった。

#### 提案内容

PFI事業施設

PFI事業者収益施設



【老人ホーム】

【高齢者向け賃貸住宅】

土地(行政資産)

(内閣府 PFI法改正法に関する説明会資料より)